

教職員の懲戒処分について

市立小学校教諭による当該校の児童への体罰事案が判明し、当事者に対し処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	性別	処分内容
若葉区 小学校	教諭	36歳	男	戒告

2 処分年月日

令和4年6月29日（水）

3 事案概要

令和3年から令和4年にかけて、市立小学校に勤務する男性教諭が同校に在籍する5名の児童を指導する際に、計7回に渡って体罰（叩く等）を行ったもの。なお、児童に怪我はない。

4 再発防止の取り組み

- 学校から市教育委員会への体罰事案の報告・相談の手順を明確化し、体罰の実態把握のために必要な体制を整備する。
- 「体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査」を改善し、より正確な現状把握に努め、今後の取り組みにつなげる。
- 児童生徒の意見を吸い上げるための「子どもにこにこサポート」の更なる周知を図り、早期発見に努める。
- 日常生活を人権の視点で見つめ直し、教職員の人権感覚を磨くために、チェック項目をコンプライアンス通信を通じて毎月配信する。
- 学校において全職員を対象として実施しているコンプライアンス校内研修の実施プログラムの充実を図る。また、教職員に対して、「正しい叱り方」や「感情のコントロール」について学べるアンガーマネジメント研修を実施する。